

の院鳥羽遙に移らせたまひぬるに、のどかにて都にてあらん事いと恐れありとおぼされて、御心もて其年承久三年閏十月十日、土佐の國はたといふ所に渡らせたまひぬ、略○中せめて近き程に○に下恐あづまより奏したりければ、後には阿波國に移らせ給ひにき、略○中おりさせたまひて○後鳥羽○後も、土佐院十二年、略下

〔皇代記〕土御門天皇、世云阿波院、

〔増鏡三藤衣〕その年寛喜三年十月十一日、おはの院○土御門かくれさせ賜ひぬ、

〔皇代記〕順德天皇、世云佐渡院、

〔増鏡二新嶋守〕新院も佐渡國に移らせ賜ふ、略○中佐渡院○順德あけくれ御おこなひをのみし賜ふ、

〔紹運要略〕土御門院寛喜三年十月十二日、崩阿波國仁治三年七月八日、可○被奉宸筆之御書於金原法華堂、

〔陵墓一覽宮内省撰定〕土御門院天皇陵山城國乙訓郡金ヶ原村

○按ズルニ、吾妻鏡承久三年六月八日、叡山御幸ノ條ニ、上皇後鳥羽土御門院、新院順德ト云ヒ、百練抄ニモ同時ニ、一院後鳥羽土御門院、新院順德トアリテ、承久軍物語ニ、土佐國ニ遷幸あるべきに定

められけり、應司萬里小路の御所より御出あり、げしやくの土御門の大納言定通○外祖父藤原通親子

卿参りて、なくく御車をよすトアレバ、遜位ノ後ハ、常ニ土御門院○母后承明院ニ御坐セシ

ヲ以テ、當時土御門院トハ稱シ奉リケルニヤ、附シテ後考ニ供ス、

〔續史愚抄東山〕寶永六年十二月廿八日、故院御追號爲東山院、○自院被仰者

〔章弘宿禰記〕寶永七年正月七日癸酉、今日辰半刻遺詔奏云々、故院御追號、東山院之由御治定云々、

〔中御門院御昇壇記〕寶永七年正月十日、新院御院號、奉稱東山院、

○按ズルニ、此號ノ事、伊藤長胤ノ蓋簪錄ニ、奉葬于東山泉涌寺、奉號曰東山院ト見え、雍州府志

ニ、泉涌寺號東山トアレド、筆者不詳ノ諡陵記ト云フ書ニ、兼而此東山之不審、折々人に尋とい

所號不詳